

雲南市指定管理者電力等価格高騰対策支援事業について

1. 目 的

新型コロナウイルス感染症による影響に加え、電気・ガス・燃料油価格（以下、電気等価格という。）の上昇により経営が圧迫されている指定管理者に対して、経営の安定化を図るため、指定管理施設に必要な電気等価格の高騰分に相当する経費を予算の範囲内において支援する。

2. 事業概要

(1) 交付対象

雲南市公の施設の指定管理者の指定の手続き等に関する条例第6条第1項に該当する指定管理者。（但し、指定管理料が0円の自治会集会所施設、農村公園及び類似施設施設、市営住宅を除く。）

(2) 対象経費

指定管理者が負担する指定管理施設の設備に要した電気、LPガス、燃料油（灯油、A重油）であって、令和4年4月1日から令和5年3月31日までに支払いがあったもの。※国、県及び市の他の補助金等の対象経費を除く。

(3) 支援金の算定

支援金は、下記の①～③の合計額とし、10万円未満切り捨てとする。

- ① 電 気 令和4年4月から令和5年3月までに支払った各月の電力使用量（kWh）
×当該月燃料費調整単価差額（令和3年度と令和4年度比較）
- ② LP ガス 令和4年4月から令和5年3月までに支払った各月のガス使用量（m³）
×当該月価格高騰差額（令和3年度と令和4年度比較）
- ③ 燃料油 令和4年4月から令和5年月までに支払った各月の燃料油使用量（ℓ）
×当該月価格高騰差額（令和3年度と令和4年度比較）

(4) 事業費

令和12月補正予算額 50,000千円

【財源】新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（10/10）